

広告景観づくりの基本的な考え方は

1 周辺の背景となる緑豊かな自然環境との調和

- ◎高彩度色の地色規制
- ◎点滅照明等の禁止

2 落ち着きと安らぎを感じさせる魅力的で開放的な空間の創出

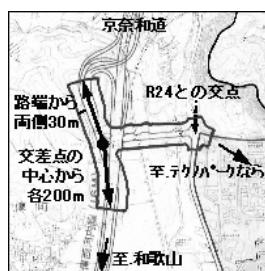
- ◎屋上広告物、広告塔、野立広告物などの高さ、面積の規制
- ◎簡易広告物の禁止

3 インターチェンジにふさわしい、わかりやすい案内誘導広告

- ◎野立広告物を案内誘導目的に限定

指定されたエリア

対象区域は、次のとおり各インターチェンジ下の交差点の中心から各方面に200メートル、路端から両側30メートルとなっています。



<五條北インター>



<五條インター>



<五條西インター>

■問合せ 都市計画課 庶務係 ☎(内線380)

屋外広告物を掲出するときは許可が必要です

市内に屋外広告物を掲出するときは、広告物許可申請が必要であり、許可にあたっては許可基準（景観保全型広告整備地区は上乘せ基準）との適合審査および許可申請手数料が必要です。ただし、景観保全型広告整備地区内は許可の適用が除外される一定規模以下の自家用広告物等においても届出が必要になります。

■主な広告物の名称および手数料などは次のとおりです。

屋外広告物の名称	手数料	許可期間	
広告塔、屋上広告物、 建植広告物、軒下広告物など	5㎡まで 5㎡増すごとに	1,500円 1,500円加算	3年以内
電柱広告物	5個まで	1,000円	
立看板	5個増すごとに	1,000円加算	2か月以内
はり札	5個まで 5個増すごとに	500円 500円加算	1年以内
はり紙	100枚まで 100枚増すごとに	500円 500円加算	

屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に対して表示される、広告塔、屋上広告物、軒下広告物、立看板などをいいます。

広告物の表示・設置が禁止されている主な物件



9月10日は、「屋外広告」の日です

屋外に掲出される広告物は、街の景観に大きな影響を与えます。

違反広告物をなくし、美しい街づくりを進めましょう。
街灯柱、信号機、街路樹、道路標識、橋りょう、ガードレール、電話ボックス、石垣、擁壁、火災報知器、消火栓などに、はり紙、はり札、立看板などを掲出することは、禁止されています。

■問合せ 都市計画課 庶務係 ☎(内線380)